

令和2年第11回たつの市教育委員会臨時会議事日程

と き 令和2年5月21日（木）
午後5時
ところ 分庁舎第3会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 議事

- 議案第25号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴うたつの市立小中学校の対応について
- 議案第26号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴うたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について
- 議案第27号 小学校の再開に伴う放課後児童クラブの開設について
- 議案第28号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う社会教育施設の対応について

4 閉会宣言

令和2年第11回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和2年5月21日(木)
午後5時
ところ 市役所第3会議室

教育長

ただ今から、令和2年第11回たつの市教育委員会臨時会を開会します。
それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

なお、本日の臨時会の議事内容につきましては、公開とさせていただきます。

それでは、3議事に入ります。

議案第25号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴うたつの市立小中学校の対応について」、事務局説明願ひます。

< 事務局、資料に基づき説明 >

- ・再開する学校 市立小学校17校、市立中学校5校
- ・学校再開日 令和2年6月1日(月)
学校再開後の学校教育活動の進め方、
登校時の配慮等の説明
- ・夏季休業日の変更 変更後の期間 令和2年8月8日(土)～8月16日(日)

たつの市においては、現在、臨時休業中の登校日は分散登校を行っています。また、学校再開後の給食の提供については、7月末までと、8月最終週からを予定しています。

8月第1週、第4週は大変暑くなることが予想されるため、午前中までの授業としています。

委員

6月1日以降、3密を避けるために分散登校や学年で分けるなどの授業はされないのですか。

教育長

はい、行いません。3密を避けるということで、1メートルから2メートル離れることが望ましいと言われていますが、なかなか距離が保てない場面もあります。6月中は人と接触する授業は行いません。基本、教師も児童生徒もマスクを着用させますので、分散登校は実施しない予定です。仮に、分散登校を始めると、分散登校をやめるタイミングが非常に難しくなります。現在、たつの市は感染者が0人ですし、分散登校、分散授業というデメリットのことを考えると、たつの市においては、全員登校し、全員で授業を行うことが望ましいと判断したものです。

委員

分かりました。

委員

学校における消毒の仕方を教えてください。

事務局

主に、児童生徒が触れる教室のドアノブ、トイレ、手洗いの蛇口等を中心に消毒していきます。

委員

消毒液やマスクの寄贈も含めて、「学校ではこのように活用しています」と保護者等へ周知されても良いのではないかと思います。

教育長

この後、学校長あてに通知文を出し、学校長からも保護者へ文書を出す予定です。また別に、たつの市教育委員会からも保護者への通知文を考えています。委員おっしゃるように、保護者が安心できるよう学校での感染防止に努めている内容を追加しようと思います。

委員

また、学校再開にあたり、登下校の見守り等、地域の方々の協力は不可欠です。学校から地域の方々へお願いすることも必要だと思ひます。

教育長

分かりました。

委員	今後、とても暑くなる季節です。空調の使用基準は決められているのですか。
事務局	空調につきましては、6月1日から使用可能としています。基準温度はあるのですが、3密を防ぐために換気をしながら使用し、設定温度も基準温度より下げて使用していくこととします。校長会でこの旨を伝えています。
委員	中学校の部活においては、何か基準を設けているのですか。
教育長	各週の回数や時間等は基準を決めていますが、具体的な練習方法は各部で工夫しながら行っていくようになります。
委員	県大会は中止になったと聞きましたが、他の大会の予定はどうなっていますか。
事務局	西播大会も中止となっています。揖龍大会については3年生の引退という意味も込めて、何らかの形で実施できるよう現在模索中です。
教育長	部活動のうち、体が密接する武道についても控えるようになります。中体連の大会やコンクールについても軒並み中止になっています。このような中、3年生の引退前に、セレモニ的な形でできたらと考えているところです。 また、他の市町では、既に、運動会、音楽会、修学旅行を中止と表明しているところもあります。
委員	校外学習や学校行事は、子どもたちの人格形成に必要なものです。安易に中止と判断してしまわないよう、柔軟に対応してほしいと思います。
教育長	たつの市においては、自然学校やトライやるウィークは、期間を短縮して実施したいと考えています。また運動会や音楽会も例年通りの規模は難しいことから、中止も視野に入れながら、今後の新型コロナの感染状況に応じて考えていきたいと思っています。
委員	夏季休業日を短縮されましたが、どのような理由でこの期間を設定されたのかを教えてください。
教育長	これまでは運動会や音楽会の練習にかなりの時間を要していました。これを縮小し授業時間に充てることにすれば、8月第1週を夏季休業にしても授業数は確保できる見込みですが、もともと昨年度3月分の積み残しが今年度4月にできていない状況ですので、その分を6月の再開後に補充していく必要があります。これらを含め、校長会で協議した結果、夏季休業期間を9日間とした上で、8月の授業は熱中症の心配もあることから午前中のみで実施することとしたものです。 教育課程において学年ごとに授業実数が定められている主要教科についてはきちんと実施しなければなりません。音楽、体育等の教科は2学年で示されており、今後は授業の進行具合を見ながら、それぞれの教科を実施していくこととなります。
委員	カリキュラム等をよく考えた上で、夏季休業期間を設定されたという説明ができるということですね。今回の臨時休業で遅れているカリキュラムについては、1学期だけではなく、1年かけて可能な限り消化していくということですね。分かりました。
委員	6月に学校が再開されますが、子どもたちは精神的な負担が大きくなっていると思います。先生方は子どもの細かな変化に気付いてあげることが必要です。また、コロナの関係で差別意識が生まれないよう低学年から人権教育を行っていくことも必要です。
教育長	子どもたちにストレスが溜まっている中で、宿題等が終わっていない子どもたちに対して、その子どもたちの気持ちを汲み取っていくよう学校へ伝えるようにします。必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を活用し対応していきたいと思います。
事務局	人権教育については、現在、民推協、たつの市、議会、市民病院と協同し、新型コロナウイ

ルス感染症に対する差別や偏見についての啓発資料を作成しているところです。この資料は6月10日に全戸配布する予定です。また関係各所へも配布する予定です。この資料を活用し、正しい知識を伝え、偏見や差別を予防し、それについてみんなで考えていこうとする資料となります。

委員 その資料は、学校での学習資料となるものですか。

事務局 小学生でも分かりやすい内容となっていますので、読んで勉強できるものとなっています。全部で12ページの冊子となっています。

委員 分かりました。

委員 簡易給食とはどのようなものですか。また、配膳がしやすい品数を少なくした献立とは、例えばどのようなものですか。

事務局 6月4日と5日の小学校での簡易給食については、品数を減らして提供します。例えば、コッペパンと牛乳とチキンナゲットというような献立を考えております。中学校においては、カロリーを考慮し、例えば、具沢山の汁物を提供することを考えています。

教育長 文科省の通知では、学校再開後における感染防止のため、給食については品数を減らすような内容があります。このため、簡単なおかずだけにするとカロリーが不足してしまいますので、品数を少なくしながらカロリーにも考慮して提供していく予定です。また、小学校低学年については、最初の配食は先生が行うようにします。学校再開にあたり、保護者へ感染不安につながらないような配慮をしながら進めていくこととしています。

委員 配膳の時のナイロン手袋はどのように使うのですか。

事務局 給食時に、給食を配食する係になっている者が使うことを想定しています。使い捨ての手袋です。

委員 水泳は実施されるのですか。

教育長 今後、文科省から通知される予定ですが、現在においては、水泳の授業は中止にする予定です。水泳をするためには、いろいろな条件をクリアできたら実施してもよいということです。その条件の一つである健康診断については、まだ実施できていない状況です。また、更衣時はやはり密集してしまうことから、学校水泳は中止にしようと考えています。

他に、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第25号は、原案のとおり承認してよろしいか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり承認しました。

次に、議案第26号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴うたつの市立幼稚園、保育所、こども園の対応について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

- ・市立幼稚園 令和2年6月1日から登園
夏季休業日 令和2年8月1日～8月31日
- ・市立保育所、認定こども園
令和2年6月1日から通常保育再開
1号認定の夏季休業日 令和2年8月1日～8月31日

説明は終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

委員 通常保育の再開にあたっての注意事項の中の、こまめな換気についてですが、空調の設定温度を少し下げながら、こまめに換気をしていくということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 お昼寝のときは、寝返り等で密になりやすいと思いますが、どのような工夫をされるのですか。

事務局 空いている部屋も利用しながら、布団の間を空けるようにしていきます。

委員 各園でスポーツドリンクを用意するというのですが、どのように提供されるのですか。

事務局 各自持参している水筒のコップや、昼食時のコップを利用します。粉を溶いて冷蔵庫で冷やして提供します。

委員 園庭での水遊びについては、どのような取り扱いにされるのですか。

事務局 プールについては、小中学校の水泳の授業の取扱いを受けて検討していくこととなりますが、水遊び程度のものであれば実施しようと考えています。

委員 園舎の消毒をされるのは、とても大変なのではないですか。

事務局 これまでも、園児が帰宅した後、毎日園舎の消毒はしていました。主に、トイレやドアノブ等を消毒しています。

委員 健康観察として毎朝検温をされるのは、これまでされていたことをきちんと継続して行っていくということですね。

事務局 はい。家庭保育をされている間も検温していただき、連絡ノートに記入していただいています。

教育長 現在、市内に感染者がいない中で緊急事態宣言が出ていますのでフェーズ5となっていますが、緊急事態宣言が解除されれば、フェーズ1となります。市内に感染者が発生すれば、その状況に応じて休園、休校を検討していくこととなります。

他にご質問等はございませんか。

ご発言がありませんので、採決に入ります。議案第26号は、原案のとおり承認してよろしいか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第27号「小学校の再開に伴う放課後児童クラブの開設について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

- ・ 5月31日まで 午前8時から午後7時まで開設
平日及び土曜日の集約開設を継続する。
- ・ 6月1日以降 小学校終了後から午後7時まで、各小学校で通常開設
土曜日は4か所での開設に戻す。

委員 学校再開後の放課後児童クラブの中には、密になりそうなところもあるのではないでしょう

か。その対応はどのように考えていますか。

事務局 これまでの利用状況を加味しつつ、密になりそうなクラブを事前に抽出し、別の場所を提供するなど、学校と調整した上で対応していきたいと考えています。

委員 いろいろと工夫されて開設されてきましたが、今後の課題等があれば教えてください。

事務局 今回の臨時休業の間、支援員の方々はとても頑張ってくださいました。朝から晩までの長い開設時間でしたのでとても疲労されている状況でしたが、この度、6月1日から学校再開されることが決まり、先が見えたということで、支援員の方々はほっとしていらっしゃると思います。

委員 それらのことを記録に残し、今後に生かしていただけたらと思います。

委員 夏休み期間中の放課後児童クラブの利用料金は他の月と比べ、少し高かったと思います。今年度は夏休みが少なくなりますが、これまでと同じ利用料金になるのですか。

教育長 委員おっしゃるように、夏休み期間中、午前8時から開設しているところ、夏休みが少なくなることで午後1時から開設する日が増えることとなります。利用料金については要検討とします。

放課後児童クラブの中には、密になってしまうところもあります。現在は小学校の全学年を受け入れしていますが、場所の確保や支援員の確保のことを考えると、今後、受け入れする学年を制限するなどの調整をしていく必要があるのではないかと思います。

他にご質問等はありませんか。

ないようですので、採決に入ります。議案第27号は、原案のとおり承認してよろしいか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第28号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う社会教育施設の対応について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

5月25日（月）から、利用制限付きで開館開始

屋内体育施設（温水プールは6月1日）、青少年館、市立資料館、公民館
引き続き利用制限する施設

図書館、屋外体育施設、赤とんぼ文化ホール、文化センター

委員 「単一団体の利用のみ可」というのはどういったことですか。

事務局 例えば、違う団体同士での交流試合等を行う場合、人数が多くなり、密になる確率が高くなります。このため、一つの団体だけで利用するよう制限するものです。

委員 学校園の体育施設を開放する日も一緒ですか。

事務局 学校については、1学期は参観日等を行いません。部外者を学校施設内に入れないようにしています。これを踏襲したいと考えていますので、当面の間、学校施設は開放しないことを考えています。

教育長 その間は、市立体育館を代替えとして利用していただくこととなりますが、学校の体育館の使用料と、市立体育館の利用料の差が出ないように対応していきたいと考えています。

委員 実際、屋外の公園やグラウンドは自由に使われています。許可を出していないということで関知できないということですか。

事務局 試合形式の大会等は禁止しています。

教育長 屋外も含めて、各施設は申込して利用することとなります。申込をせず大会をすることは
ないです。個人的にキャッチボールをしたりする程度はよいと思います。

委員 申込なしで利用していれば、何か事故があったときに心配です。

事務局 公園で遊んでいたときに怪我をしたというこれまでの対応で良いかと思います。

委員 分かりました。

委員 資料館等の施設において、今後、市民限定の制限を除くと、住所、氏名を記入していただく
かどうかをきちんと決める必要があると思います。市民限定や人数制限も解除されれば、団体
客が来られる可能性もあります。それらの対応をきちんと決めておく必要があります。

教育長 今後、県の通知も踏まえ、詳細部分を決めていきたいと思います。
他にご質問等はありませんか。
ないようですので、採決に入ります。議案第28号は、原案のとおり承認することに、ご異
議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、たつの市教育委員会臨時会の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして閉会
いたします。

午後6時15分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲
すこやか給食課主幹	瀬良 達也